

令和2年

南三陸町議会議録

第10回定例会 令和2年12月8日 開会
令和3年3月1日 閉会

南三陸町議会

令和2年12月8日（火曜日）

第10回南三陸町議会定例会会議録

（第1日目）

令和2年第10回南三陸町議会定例会会議録第1号

令和2年12月8日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君		
副	町	長	最	知	明	広	君

会計管理者	三浦	浩君
総務課長	高橋	一清君
企画課長	及川	明君
企画課震災復興企画調整監	桑原	俊介君
管財課長	阿部	彰君
町民税務課長	阿部	明広君
保健福祉課長	菅原	義明君
環境対策課長	佐藤	孝志君
農林水産課長	千葉	啓君
商工観光課長	佐藤	宏明君
建設課長	及川	幸弘君
建設課技術参事 (漁港担当)	田中	剛君
上下水道事業所長	佐藤	正文君
歌津総合支所長	三浦	勝美君
南三陸病院事務部事務長	佐藤	和則君

教育委員会部局

教育長	齊藤	明君
教育総務課長	阿部	俊光君
生涯学習課長	大森	隆市君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	男澤	知樹君

事務局職員出席者

事務局長	男澤	知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野	寛和

議事日程 第1号

令和2年12月8日（火曜日） 午前10時00分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 から 日程第 5 まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

本日の定例会より、通年会期が試行されます。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年

第10回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関から本定例会の本会議を通して、取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、南三陸町議会傍聴規則第8条ただし書の規定により、議長においてこれを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番後藤伸太郎君、6番佐藤正明君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から令和3年3月1日までの84日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は本日から令和3年3月1日までの84日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

11月6日、仙台市において、令和2年宮城県文化の日表彰式が行われ、菅原辰雄君、星喜美男君の両名が地方自治功労表彰を受賞されましたので、南三陸町議会先例及び議会運営基準第163条の規定により、皆様に御報告を申し上げます。

菅原辰雄君、星喜美男君、誠におめでとうございました。 (拍手)

次に、議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席者並びに令和元年度決算審査特別委員会審査報告において付された意見に係る対応についての報告書につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、本定例会にお手元に配付しておりますとおり、議員提出議案3件及び陳情4件が提出され、これを受理しております。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付しておりますとおり、陳情審査報告書が提出されております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、例月出納検査報告書が提出されております。

なお、本定例会から、新型コロナウイルス感染予防対策として、議員及び当局の席に飛沫拡散防止用アクリル板を設置し、より一層の感染予防対策を講じ、議会を運営することとしております。

次に、一般質問は、倉橋誠司君、佐藤雄一君、千葉伸孝君、後藤伸太郎君、今野雄紀君、菅原辰雄君、及川幸子君、以上7名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。後藤伸太郎君。

○ 5番（後藤伸太郎君） おはようございます。

総務常任委員会の所管事務調査を報告いたします。

資料の3ページを御覧ください。

令和2年第7回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

調査期日、調査場所につきましては記載のとおりでございますが、各課への聞き取り調査等に関しましては、昨年から複数回にわたり行っておりまして、報告はその内容も含むものとなっております。

調査事件は、町の財政状況についてであります。

4、調査目的、5、調査事項、6、調査概要につきましては、記載のとおりでございます。

7、結びにつきまして全文朗読をいたします。

震災後、一般会計の総額は当初355億円で始まり、補正によって1,017億円まで膨らんだ平成24年度をピークに、それまでの74億円前後で推移していた町財政の状況とは全く異なる状況

となっている。これまでにおおよそで3,000億円以上の復興予算が投入されてきたわけであるが、その進捗は必ずしも順調であるとは予算執行の状況から見ても言い難い。特に、繰越予算の執行率は平成25年度は69.5%だったのに対し、平成26年度が28.7%と復興が進むにつれて明らかになる課題があったことが読み取れる。また、復興交付金基金など復興財源に充てる基金が創設され、繰り出しと繰入れが頻繁に行われることで町財政に占める通常分の割合が見えづらくなっている、平成30年度末で39億円以上ある財政調整基金もその真水分が把握しづらい。これについては、令和2年度から令和3年度への繰越財源が確定すれば、令和4年度にはある程度はつきりすることであった。

普通交付税は、合併時の特例、震災の特例が終了するため令和3年度からの急減が想定されるが、試算によればおよそ4,000万円の減額にとどまっている。国勢調査の結果が反映されても総額31億円以上の交付が見込めるのは町財政にとっては好材料だが、交付税が高いことは町の財政基盤が弱いことの裏返しでもあり、楽観視できる状況でないことは確かであろう。

そしてまた、これらの調査は新型コロナウイルスの感染拡大前の状況下でのものである。

東日本大震災で、想定外という言葉の虚しさを身をもって知っている私たちではあるが、やはり1つの感染症によってこれほどの経済の停滞が起こるとは想定できなかった。持続可能な財政を維持していくためには、試算の結果に慢心せず、徹底的に無駄を省き、歳出を抑える努力を不斷に続けていくことが肝要であると同時に、国や県の制度を積極的に活用して歳入を確保するという姿勢が求められる。さもなくば、想定外には対応できない。

また、ただでさえ分かりにくい町の財政状況が、震災復興事業等でより複雑になっていることも鑑み、財務諸表の整備、充実を図り、見える化を進める必要もあると考える。

公有財産は震災後、復興が進むにつれてどんどんと増大していった。最も大きなものは災害公営住宅だが、そのほかの公共施設も全てがある一定の時期に再建されたことで将来にわたっての維持管理経費が町の財政の大きな負担にならないか、通年での検証が必要である。併せて、教育関連施設の維持管理経費も考えなければならない。

平成30年度、令和元年度の維持管理経費の平均は、本庁舎が2,670万円、第二、第三庁舎が1,250万円であった。また、町内の小中学校7校に係る経費は、平成30年度で4,730万円、令和元年度で4,400万円であった。生涯学習施設の代表的なものとして公民館と図書館があるが、平成21年度には志津川、戸倉、入谷、歌津の各公民館と図書館を合わせて1,700万円ほどだった維持管理経費が、平和元年度には戸倉、入谷公民館で1,900万円、生涯学習センターで1,700万円となっており、歌津総合支所の経費に組み入れられている歌津公民館と図書館分を

除いても震災前の倍以上になっている。

人口規模は縮小しているのに増えた公共施設の維持管理、いまだ空き区画の目立つ低地部の利活用促進、児童生徒は減少している中でも維持管理経費は横ばいである学校施設、多額の建設費を投じて造られた生涯学習センターの今後の有効活用など、町の財政をめぐる展望は率直に厳しいものがあると言えるだろう。そんな中、10年という集中復興期間が終わり、合併特例も終了する。派遣職員もいなくなる。南三陸町は金がなくなるだけでなく、人も少なくなる中、さらに新型コロナウイルスの感染拡大という新しい生活様式が求められる未曾有の状況下に叩き込まれている。感染者が確認されていないことが不幸中の幸いだが、ただでさえ少ない金と人の動きが鈍くなっている。

この状況を一朝一夕に打破していくことは難しいが、震災からの復旧・復興が至上命題だったこれまでから、子や孫の代まで続く暮らしやすい町をどうすれば構築していくか、視点を過去から未来へと切り替えて知恵を絞らなければならない。完成した震災復興祈念公園や中橋の維持管理も含めて、町民との協働がこれまで以上に重要になってくる。生涯学習センターの指定管理なども視野に入れながら、これまでの復興事業で手に入れた様々な財産を将来にわたっても有効に活用していくことを期待し、震災から10年という節目を契機にさらに南三陸町が発展していくような取組をこれからも共に考えていくことを確認して結びとする。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の報告が終わりました。

説明に対し、疑義がありましたら疑義をただす発言を許します。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。

疑義とおっしゃられましたけれども、疑義というよりも私はこの調査、委員会に入っていないので、ただいま委員長の説明を終えてすごく共感いたしました。これだけの調査をやってくれて、ここに結びとしてこのような文章がつづられたということ。今、この説明で分かりました。それで、この調査した内容について、ここに挙げていることに対して共感いたしますということです。御苦労さまと言いたいんです。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） 賛成討論とかでないものですから、後で御苦労さま言ってください。こういう場でなくて。ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので委員長の説明を求めます。村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） それでは、産業建設常任委員会から、令和2年第7回定例会で議決された閉会中の所管事務調査を行った結果を、下記のとおり報告いたします。

調査期日、調査場所については記載のとおりでございます。

3番目の調査事件につきましては、林業振興についてでございます。

4番目の調査目的は、記載のとおりでございます。

5番目の調査事項でございますが、林業振興の方策についてであります。

6番目、調査概要につきましては、これまでの調査内容を踏まえ経営効率をさらに向上できる施策を検討したものであります。

7番目の結びについては、朗読させていただきます。

当町の林業は、震災後FSC認証を取得し、宮城県林業において新たなジャンルを構築することができ、先進地として独自のポジションを確立しているところでございます。しかしながら、認証林は全体の20%ほどにとどまっており、蓄積量が年々増えているにも関わらず、多くが活用されず放置林が目立っており、解決すべき課題として山積しております。

県内の木材消費は外部依存のため需要があり、計画的林業の対象とし、年2万立方の生産を行うことができれば年間1億円の経済効果が見込めると考えられております。町面積の8割が山林である当町では、これらの土地を有効に活用することが持続可能なまちづくりに不可欠であり、計画的に山林経営を行う必要があります。

また、山林インフラとして林道の整備・新設にも力を入れ、低コスト化を探るべきであると考えられます。

官民連携で森林林業戦略会議の場を設け、森林環境譲与税を中心に財源を確保しながら、平成31年4月施行の森林経営管理法に基づく森林経営管理制度を利用し、自力で山林活用が難しい山主が土地ごと販売できる仕組み、森林バンクでございますが、行政へ委託できる仕組みづくりといった山林集約化を進めるよう提言し、さらに未来へ向けた先進的な林業となることを期待し、結びとするものでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会よりお手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので委員長の説明を求めます。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 8ページを御覧ください。

閉会中の民生教育常任委員会の調査報告をいたします。当会は、環境対策について今年度の調査活動を続けてきました。町の自然環境は環境の保全と次世代への継承するための効果的な取組について検討するために調査を行いました。

報告書のとおり、令和2年11月9日、前回の歌津地区の草木沢焼却炉に続き、志津川地区のクリーンセンターと南三陸B I Oの現地調査を行いました。クリーンセンターは昭和58年に供用を開始しましたが、可燃ごみの焼却に当たりダイオキシン基準に対応できず、今は気仙沼市へのごみ委託でストックヤードとして施設を維持しています。町はごみ袋の有料化に踏み切り、ごみの減量への町民の意識の向上を図り、徐々に意識の高まりが見えてきています。町が策定したバイオマス産業都市構想の拠点として南三陸B I Oがあります。町内の生ごみとし尿処理の余剰汚泥を有効利用し、バイオガスの生成と発電、液肥事業、平成27年度から施設を活用し町は人と環境にやさしい災害に強いまちづくりのために整備しました。

今回は、結びとして今後の施設補修費用とごみの外部への処理委託費用を比較し、施設の利用期限を見極め、地域住民の意識の転換を図ることが重要であり、早期の段階で総合的な整備計画を示すことが大切と考えに達しました。

また、南三陸B I Oに関しても生ごみの住民からの回収と事業所からの回収強化など、努力は見られるが目的の回収量には至っておりません。町と住民が一体となり、ごみの循環型のまちづくりに取り組まないと各種事業の継続が厳しいと思います。

環境対策として、ごみ問題について課題と検討等計画の見直しなど、早急に施策を住民に対し周知と機運の醸成を図り、事業の推進に取り組まれることを提言し報告いたします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会よりお手元に配付したとおり、閉会中の所掌事務調査報告書が提出されておりますので委員長の説明を求めます。星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 10月21日と30日、また11月19日、24日、そして12月3日に議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を調査概要に記載のとおり調査を行ったものでご

ざいます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会運営委員会所掌事務調査報告を終わります。

次に、議会広報特別委員会よりお手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので委員長の説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 議会広報特別委員会でございます。

調査期日、調査場所、調査事件、調査目的、調査事項につきましては記載のとおりでございますけれども、各項目に（1）、（2）と記載があります。これは（5）の調査事項にあるように、（1）につきましては議会だより第59号の発行について、（2）については町村議会広報研究会の内容を示すものでございます。

調査概要といたしましては、議会だより第59号の発行並びに県の自治会館で開催されました町村議会広報研究会に参加したという報告でございます。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会広報特別委員会調査報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員会よりお手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので委員長の説明を求めます。星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 令和2年10月21日、10月30日そして11月19日と議会活性化特別委員会で調査を行ったものでございます。

調査事項に記載のとおりでございますが、3番の通年議会・通年会期の導入については、先ほど議長から宣告がありましたように、試行的に通年会期を行うということに至ったものでございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会活性化特別委員会調査報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、令和2年第10回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多忙の中、御出席を賜り感謝申し上げます。

令和2年第8回臨時会以降における行政活動の主なものとして、11月8日に実施いたしました、令和2年度南三陸町総合防災訓練について御報告を申し上げます。

今年度の訓練は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、規模の縮小や住民皆様に御参加いただく訓練を限定するなどし、これまでに引き続き地震・津波及び土砂災害の発生といった想定の下、自助・共助の確認に加え、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた災害時の体制等の確立を重点項目に掲げ、実施したところであります。

訓練では、各種媒体による避難広報や伝達、御家庭・地域内における備蓄品の点検、防災関係機関による避難者輸送訓練や救急搬送訓練のほか、消防団による無線運用訓練や感染症対策を講じた避難所運営訓練といった新たな試みも加え、計30の訓練課目について実施をいたしました。

今年度の訓練には、27の防災関係機関、そして各行政区・自主防災組織の皆様、おおむね2,600人の方々に参加をいただいたものと推計をいたしております。

今後におきましては、訓練を通じて確認できた課題などを一つ一つ検証し、その解消に努めるとともに引き続き防災・減災に関し、平時からの普及啓発や防災関係機関とのさらなる連携を図り、安全・安心なまちづくりを進めていく考えであります。

以上を申し上げて、行政報告とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

午前10時44分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

書面にて提出された、請願・陳情等の処理状況並びに工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 請願・陳情のほうから。1ページの一番下、道路施設の整備に関する請願書なんですが、入谷地区の変形の橋の部分だと思われるんですけれども、そこで国道398号改良整備促進期成同盟会を通じてあるんですが、その期成同盟会の会議というか会は年何回ぐらい開かれているのか。そして、素人考えに橋の部分を改良じゃなくて別の部分に付け替えるっていう、そういう案とかは提示できるのかどうか。その点伺っておきたいと思います。

あと、町長行政報告工事関係のほうから1点だけ伺っておきたいと思います。

3ページの中段、南三陸町学校遊具更新工事について伺いたいと思います。今回、入谷と志津川の遊具を更新するということですけれども、どういった内容のものに更新するのか伺つておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます。398号線の改良整備期成同盟会の開催についてということでございますが、必ず行われるのが総会というのが1回行われてございます。そのほかに、要望等々年に一、二回程度開催をされておりまして要望活動等をしておるということでございます。ですから、その開催の回数につきましては、年度によって若干ちょっと回数は変わってくるということでございます。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 遊具につきましては、昨年、安全点検を実施をいたしました。その結果、基準に満たないという遊具について今年度更新をするというところでございます。具体的には、古いものは撤去し、それから劣化した部品を交換するというような内容になってございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 期成同盟会、年何回か総会あるということなんですが、これを通じて県に要望をしていくて、その実現の可能性というのはどのようなものなのか。再三、これ先ほど町長も18年云々ありましたけれども、この箇所も同僚議員の一般質問はじめ、再三この部分については取り上げられているわけですけれども、そこで伺いたいのは、この部分の改良もそうなんですけれども、そこはカーブで危険な部分からの、こちらから行くと右折になるんで、そういう改良も大切なんでしょうけれども、別にもう少し下の部分辺りに、架け替えるっていう、そういうことなども検討できるんじゃないかと思うんですが、そういうた

ことは予算その他いろんな条件の下に難しいのか、大丈夫なのか、その点再度伺っておきたいと思います。

遊具に関しては、古くなつて点検して、指摘というかあった部分を交換するということなんですが、今後新しい形での遊具等は整備する必要性、考えはあるのか。私少し前だと再三この議場で言っていたボルダリングって言うと正式に構えられるので、普通の遊びのウォールというか壁みたいなやつを校庭につけても大丈夫じゃないかと思うんですが、そういったことは今後、新しい遊具として考えられるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは1点目の御質問でございますが、改良の可能性があるのかという御質問かと解釈をしてございます。こちらの路線につきましては議員、結果この経緯等を御承知かと思うんですが、なかなかその橋、現況の架け替えがちょっと難しいということもございまして、大型車両等がいりやど方面ですか、そちらのほうに曲がれるようにということで、過去に道路を、なかなか架け替えが難しいので道路を広げたというちょっと経緯がございます。ですので、今現段階ではその大型車両につきましては、そちらの方面で通行していただくことが可能と。架け替えが可能かということでございますが、これ今、メインの工事としまして入谷方面、横断1号線等々社総交工事、社総交事業でやってございますが、もし仮にやるとなった場合、仮にですよ、なかなか今メイン工事としてやっている横断1号線につきましても、なかなか国費が思ったようについてこないというのが1つちょっと問題がございます。

あと、もう1点目の問題でございますが、震災後に県のほうの河川整備計画というんですか、このぐらいの断面でこのぐらいの水を流しますというものを震災後に新たにちょっと定めがございまして、ちょっとこここの現状、下流側のほうに架け替えしたらばというお話なんですが、これまさにちょっと2級河川区域内でございまして、このスペースで、ちょっとすみません、正確に計算したわけではないんですが、多分この河川断面で今の398号線といりやど前の道路をつなぐといった、フラットにつなぐといったような、橋の架け替えというのは多分、これ困難だと思われます。なぜかと言いますと、その県の定める河川断面等々を確保する多分必要があるだろうということでございまして、今現段階ではなかなかちょっと困難と言わざるを得ないというような状況でございます。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 現在の置いている遊具につきましては、通常体育の授業等で教

育カリキュラムとして使っているものを中心にどこの学校でも置いているということになります。議員がお話のような新しいジャンルの遊具につきましては、その指導方法も含め様々な検討は必要かと思いますけれども、現在はあるものを使っていくということで考えております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） はい、7番です。2点ほどお伺いいたします。

3ページですね。町長行政報告の工事関係の3ページです。一番下に令和元年度坂の貝川の災害復旧町単工事とあります。その中で工事概要として、ふとんカゴ工、延長が20メーターと、工事用通路が40メーターとなっておりますけれども、この聞きなれないふとんカゴ工というものの内容と、それからこの工事の、仮設工事するための通路が40メートルと本当の道路が20メートルということですね、その内容の説明と、それからここは災害で19号の災害あった場所のだと思われるんですけれども、この場合、ここ坂の貝川に入谷に通じる災害の、震災のときも多くの人たちがここを通行して入谷のほうに抜けて、一番ここは使われたところです。ここを100メートルぐらい、この先100メートルぐらいが細くなっています。歌津分なんですが、細くなっています。その拡張が生活道路なので急がれると思うんですけども、その辺の見込みどのように、今後の見込みです。生活道路なので、どのような見込みになっているのかお伺いします。

関連で、この前我々が議決した2億3,000万、ここの南三陸インターを降りて、降り口から真っすぐ抜ける道路ですね、あそこ生活道路ではないって思うんですけども、それに2億3000万、一部ずつ2か所なんですけれども、そういう予算を投じられております。そういうことを考えるとむしろ優先順位がこちらのほうが高いんでないかなと思いますけれども、今後の見通しをお伺いいたします。

それから次に、5ページ。5ページの役場庁舎仮設の解体の設計業務が載っております。ここを来年、今年設計をすると来年解体になるのかなと想定されますけれども、そうした場合、来年に解体するとそこに入っている職員の方々が今のこの役場の中に入り切れるのか。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、工事のほうです。ふとんカゴ工とは何ぞや、という御質問でございますが、ふとんカゴ工と申しますのは、鉄の網ですね、長方形、長い、細長いちょっと厚みのある鉄の籠に石を詰めると、それを架線に入れることによって護岸を守るというよ

うな目的で今回は施工するものでございます。施工延長20メートルで、ふとんカゴ40メートルという内容につきましては、2段積みをします。2段積みをしますので、下段が20メートル、上段が20メートル。ですので、合計で施工延長は20メートルというようなものでございます。それとあと、坂の貝川ですね、歌津払川から上りまして入谷側に抜ける狭隘な部分のことかと解釈をいたしましたが、そちらのほうが生活道路なので、今回社総交事業で三陸インターから袖浜方面等々に抜ける道路、そちらより優先じゃないかという御質問でございますが、やはり今、三陸インター付近でやっております工事につきましては、社総交事業ということで事業の要件等々を満たした上で採択をいただきまして事業を実施しているというものでございますし、今後におきましては利便性の向上も含め、災害時の避難路の一部にもなるかというふうに考えてございますし、一面ですね、坂の貝のほうについても、現状、私も把握はしてございます。ただ、やはりなかなか山が立っていたりと、じゃあそこに、先ほども申し上げましたが、なかなか今交付金事業の付きが悪いということもございますし、そういったその事業を充てようとしたときに、今の坂の貝川、交通量が幾らで云々といういろいろその要件等もございますので、なかなかそういった交付金事業なり補助金で行うというのは、かなりハードルが高いのかなと。となりますと、結果ちょっと現状ですと、やるとなれば単費等々ということにならざるを得ないような状況でございますが、必要性は感じつつ今現段階では計画としてはございません。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 来年度の人員の配置という形でございますが、第2庁舎に現在入っておりますのが建設課、それから上下水道事業所という形になっておりまして、こちらの課につきましては来年度以降、本庁舎それからあとケアセンターのほうを利用しながら配置を進めたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 忘れないうちに後ろのほうから行きますけれども、ただいま水道課と建設課というお話なんですけれども、ケアセンターは保健福祉課が現在入っておりますけれども、その辺ケアセンターにまで入る予定なんですか。その辺、もう一度確認をお願いします。今ケアセンターにもというお話があったんですけども。水道課と建設課が本庁に入ると思うんですけども、ケアセンターはどういう形で入るようになるのか。その辺お伺いします。ちょっと待ってくださいね。その次に、坂の貝なんですかとも、単費でしかできないって、

何か補助事業をこれ探せないんでしょうか。今までここも災害で崩れた場所なので、そこに努力してもらいたいんですけども、今見通しがないということでとてもがっかりしていますけれども、生活道路でここは拡幅すればできるような状況なので、その辺知恵を出して何とかこれを拡幅していきたいんだっていうふうなところ、補助事業メニューを今後とも見つけていただき早期に着工をしていただきたいと思うんで、努力をお願いいたします。じゃあ、答弁お願いします。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 第2庁舎につきましては、来年度取り壊しの予定でございますので、いずれどこか既存の施設に、現在入っております課については移動せざるを得ないという形のものですから、ただ、今その場所について検討中という形でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどの坂の貝川の狭隘部分でございますが、今後検討はしてまいりますが、坂の場合だけに限らず、ほか町内全域いろんな場所に同様な事例等々がございます。やはり、その交通量等々を考えますと、なかなか補助事業等々には今の現段階では、これこれこういう事業でやりますというのは、ちょっとなかなか難しいのかなと。当然ながら、ちょっと状況は把握はしてございますので、それに当てはまれるような事業等々があれば今後考えていきたいとは考えてございますが、現段階では難しいということしかちょっと現段階では言えないというような状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。

ここで、昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前1時58分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された、請願・陳情等の処理状況並びに工事関係等の行政報告に対する質疑を続行いたします。3番佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 確認ですけれども、1ページの一番下段です。先ほども先輩議員が質問していたようですが、橋はまあできないんだというような答弁でございました。橋はできないんであれば、できないでいいわけはないんだけれども、あの398、橋取り付けのその

花壇ですね、花壇はどうなっているのか。できれば花壇の撤去をお願いをしたいなど。町の担当ではないと思いますけれども。

それと、沈下した町道ですね。あれはいつまであるような状態にしておくのか。それとも、さきに町長が言っていましたゾーンですね、ゾーンをいつ設けるのか。沈下した部分は増水すればまた沈下すると思います、あのままでは。だから、ブロックの下を補強しないことは何回やっても同じだと私は思います。その辺答弁お願ひします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません。1点目の花壇の撤去ということでございますが、398号線から曲がったところの角にある花壇という解釈でよろしいでしょうか。管理につきましては、県道じきになろうかと思いますので、もし地区のほうでそういう御要望があるのであれば、県のほうにはちょっとお伝えをしていきたいと思います。

それと、沈下している部分ということでございますが、橋梁の下部工のそばの沈下という解釈でよろしいでしょうか。だとしますと、当然その上部工を支える大事な下部工ということでございますので、適切な方法で生コンを詰めるとか、ちょっといろいろな方法あるかとは思いますが、適切な方法で今後、せっかく直すということになりますので、今後またその洗堀等々ないような形での復旧のほうはさせていただきたいと考えてございます。よろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それでは、早めに復旧させていただきたいと思います。

それと、橋の下のコンクリのたもとなんですけれども、あそこが穴が開いているんですけれども、その辺は確認されていますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、詳細ちょっと申し訳ございません。穴といいますと、下部工ではなくて上部工ということでよろしいでしょうか。ちょっとすいません、内容よくちょっと把握ちょっとしていないものですから。教えていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） すみません、質問がちょっとあれですけれども、下部工なんですよね、下のほうですからね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 申し訳ございません。詳細、すみません、今御質問い合わせたんで

すが、ちょっと下部工への穴ということですが、今手元に実はちょっとその現況の写真をちょっと持ってございまして、その中ですと、ちょっとすいません、その穴というようなものというのは、その写真を見る限りですとちょっと確認をできないんですが、もしよろしければ後ほど、ちょっとこの辺だということで御指示をいただければ現地確認の上、対応させていただきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1件だけ。請願・陳情の部分なんですけれども、27年の、陳情の6の1、志津川の西地域の道路整備ですが、これによると住民の向上が図られた、道路網としての住民の利便性は保たれているというような話の説明なんですが、考え方をすれば、例えば町内ぐるっと回って、例えばお寺とか親戚に行くとかというようなことを考えれば、何か別な方法で避難道というような名目でもって、ここの整備というのはされないものなのかな。逆に、今からもう、今あれは2年ですからもう5年ぐらいたっています。地域民の要望でこれに関わる多くの地域民の区長が要望を出していますので、この整備の可能性、これは多分、高台横断道路の延長上にこの要望をしている場所があると思うんですが、この可能性的にはもう無理なんでしょうか。この辺お聞きします。

あとは同等なんですが、泊半島線、これに関しても地域民の人たちが29年の請願6の1でしているわけなんですが、この辺も泊半島の先までの道路がどうしても狭隘で、車がすれ違うのも大変だと。あと、あの辺には民宿もありますので、そういった観光客の利便性を考えれば今要望を出しているということなんですが、これももう既に3年経過しています。この整備の可能性というのはどうなんでしょうか。この辺、2点お聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございますが、平成27年の請願6の1ということをございますが、こちらにつきましては道路というよりは、区画整理事業ということでの請願だったかと思います。付近周辺につきましては、議員御承知のとおり店舗等々が建っておりまして、ある一定の利便の向上が図られているということで処理状況ということで書かさせていただいてございます。

それと、周辺の道路につきましては、従前の町道等々を今後も適切に維持管理をしていくという方向でございまして、今ここで具体に今後何をするかという計画については、残念ながら現段階ではございません。

それと、2点目の件でございますが、平成29年の請願6の1ということで、こちらのほうは

一番末尾のほうには要望をしていくという表記をしてございますが、あくまで今もう事業着手していただいているので、早期完成を要望していくということでございますので、事業化について要望していくということではございませんので、その辺は御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も最後のほうから、これとおりあえず泊半島のほうの整備は今後進んでいるので、必ず要望どおりいくのかなというような建設課長の今説明だったと思いますが、しかしながら予算の関係で、なかなかこの整備に関しては町だけでやるものじゃないので、かかると。その話を聞けば、泊地区の人たちは喜んでいるのかなというふうに思います。

あと、旭ヶ丘を通る道路というのは、すごくねくなして蛇行しているような道路なんです。そして、田尻畠のほうから大船沢から例えば、西地区の商店街に買いに行くといつても、なかなか山を通れるような道路じゃないと。そして危険性もあると。そういったことを考えれば、この工事というのは思い切って、その関係している多くの地区的の民の生活を考えれば生活、あと道路網、そういった買物、利便性を図る上では重要な部分だと思います。そして、そんなに私は経費的には、ある程度道路網が整備されているのかからないと思うんで、今のお寺側のあの道路関係を志津川と登米線のあそこにぶつかるような形になれば、そう多くの予算使わなくてもできるんじゃないかなというのは私の考えですが、その辺課長どうでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 志津川西団地から田尻畠に下りる路線ということかと思いますが、過去に防集事業等々の整備計画地区相談をやっていました際に、一時、その西団地から、まさしく県道まで下りるところ、何とかその道路整備できないだろうか交付金でというようなこともございまして、復興庁等々の相談をさせていただいたところではあるんですが、実施には至らなかったという経緯がございます。

それと、あまり費用をかけずにできるんじゃないかというお話をございますが、確かに狭隘な部分、それとやはり上下にですか、結構のりが立っているというような状況もございますので、なかなかお金をかけずにというのはちょっと、なかなか難しいのかなというふうにはちょっと考えてはございます。確かに利便性の向上につきましては、先ほどもちょっと前に御質問ありました、坂の貝と同様に必要性は感じつつも、なかなかその単費だけではという難しい問題もございますので、事業化については今後状況を踏まえつつ検討はしてまいります。

いと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 西ヶ丘のほうがすごいきれいに高台横断道路ができる、そこから先の西団地の西というところに、大体災害公営住宅と戸建ての住宅がだいたい十何戸ぐらい建っているわけですが、そこまでは通常の道路を横断1号線からつなぎながら行けるというような状況なんですけれども、やっぱり車で走るのには大分不便だというような感じありますので、できれば町のほうには、この辺も頑張って努力していろんな事業のそういった交付金があると思うので、その事業を探して避難道とかそういった何か理由づけをして、産業発展とか、菊の栽培のハウスがありますので、そういった物の運搬、そして三陸道につながっているので三陸道から都市圏、そして仙台市場に農産品を運ぶ道路という意味合いもあるので、いろいろその道路の必要性は訴えられていくと思うんです。だからそういった観点での国への要望というのは、していけるのかなと。産業発展というような意味合いで、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まさに産業発展等々という意味合いでいけば、そういった理論武装的なものができるのかなとは思いますが、町としましてもいろいろその整備すべきという路線が多々ございますので、その中で内部のほうで調整をさせていただいて、どれから先にやっていくべきか、その辺も含めて今後ちょっと検討させていただきたいと思ってございます。それとあと、当該路線につきましては、御承知のとおり結構高低差が大きいということでございますので、現路線を使って整備を行うというのは多分ちょっとそういった補助要件からちょっと外れてしまうのかなと。ということは、整備をするとしたときにルートを変えざるを得ないのかなと。そうしますと、多額のまたお金がかかるということでございますので、その辺はちょっと今後事業を選定等々、ほかの路線も含めて検討はしてまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） はい。1ページの、前者も質問しましたが、27年の請願6の1、処理状況を見ますといろいろ云々書かれているわけですけれども、これから取ると、この請願は処理済みと解釈してよろしいですかね。処理は終わったよというようなことによろしいですか。完結したよということで。詳しく言うと、計画はない。それから、向上は図られているものと考えているということであると、もうこれは終わったよというふうな、取ること

ができるんですがね。それでよろしいのか。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） この請願6の1については、議員お見込みのとおりだと思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ということは、これは今後載せないということですか。来年の12月にはこれは載ってこないということでおよろしいんでしょう。それで、この請願元にはどういうその連絡をしたのか。したのか、していないのか。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 今確認したところ、請願元には連絡はしていないというようなことなので、今からその手続を取りたいと思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 分かりました。これは今私が言ったように、来年からは載ってこないということですね。連絡を取るとき、手続をするときは、十分理解の得られるよう吟味して連絡していただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。いいんですか。（「なし」の声あり）以上で請願・陳情等の処理状況並びに工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。
これで、行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問に入る前に、私から一言、議員並びに町長及び当局の職員に対し、反問権の行使に關しお伝えしておきます。

先日24日の臨時会において、議会基本条例の一部を改正し、併せて南三陸町議会反問実施要綱を制定しております。この中で、反問権の行使に関し、議長または委員長の許可、または不許可の判断指針等を明文化いたしております。

本定例会の一般質問から、この反問実施要綱の規定に基づき、議事運営を行ってまいります。具体的には、議員の一般質問に対し答弁者がその質問の趣旨や内容の確認、あるいは質問に瑕疵や客觀性が疑われる場合のその確認、さらには質問の背景や根拠を伺うことで論点が明確化されると議長が判断した場合に、当局からの反問を許可するものであります。

なお、反問の実施に係る時間は議員の質問時間に含めるものとし、また、反問の回数は1件

の質問に対し原則1回といたします。代案を求める反問または反論は許可しないものといたします。よろしくお願ひいたします。

通告1番倉橋誠司君。質問件名、1、復興復旧状況について。2、デジタル化について。以上、2件について一問一答方式による倉橋誠司君の登壇発言を許します。2番倉橋誠司君。

[2番 倉橋誠司君 登壇]

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋誠司でございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告1番に従いまして一般質問を登壇より行わせていただきます。

質問事項は、復興復旧状況について。質問相手は、町長でございます。

東日本大震災からあと3か月でいよいよ10年となります。先月、11月12日ですが、三陸新報におきまして千葉県の防災士の方による投稿記事がありました。東日本大震災復興事業の正当性を問う、ねじれた幹線道路。というような見出しでございました。この時期になっても復興事業のねじれがあるとの指摘がございました。また、疑問を投げかける方もいらっしゃいます。そこで、これまでの事業工事の経緯と現状について質問をいたします。

まず、1つ目、災害復旧工事の仕組みは。予算の取り方と都市計画との関係は。

2つ目、公共土木施設の元の姿以上の機能復旧ができているかどうか。

3つ目、復興した土地に対しての固定資産税の評価基準は。

4つ目、最後に、私は紹介議員になりましたが、高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書で一部採択された道路整備の進捗状況は。

以上で、登壇からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、倉橋誠司議員の1件目の御質問、復興復旧状況についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問であります。災害復旧工事の仕組みについてでありますが、自然災害により被災した公共土木施設を迅速、確実に復旧することを目的に、古くは明治14年より予算補助の形での国庫補助、昭和26年に現在の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が制定されました。当該法令に基づき、災害復旧事業が実施されることとなります。事業への基本的な流れとしましては、災害発生に伴う被害状況調査を実施し、国への災害報告及び国庫負担申請を行うことになりますが、申請に当たっては復旧工法の選定や費用を算定した上で災害査定を受けて、その結果により復旧工法、復旧費用が決定されます。これらを経て国庫負担金

の内示に基づき交付申請を行い、交付決定を受け予算を確保した上で復旧工事を実施をするという経緯になります。

また、都市計画との関係については、都市計画とは都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、道路公園等の都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、都市計画の対象である現在の志津川都市計画区域は昭和42年に旧志津川町の中心市街地を含む一部の区域が指定をされております。当該都市計画区域においては、東日本大震災からの復興に向けて南三陸町震災復興計画を策定をし、これに基づき志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設等の新たな都市計画決定及び志津川都市計画用途地域等の都市計画変更を南三陸町都市計画審議会の審議を経て決定をしているところであります。

また、宮城県が定める都市計画として、国道45号である水尻橋新井田線、国道398号である五日町御前下線等の都市計画道路の変更を宮城県都市計画審議会の審議を経て決定し、決定された都市計画に合わせて各種事業をこれまで実施してきましたところであります。

続きまして、2点目の御質問。公共土木施設の機能復旧についてでありますが、異常な天然現象によって被災した道路、河川、公園など、公共土木施設の災害復旧事業の実施に当たっては、原形復旧が原則となります。これは従前の効用を復旧するもので、単純に元どおりに戻すといったことではなくて、元どおりの復旧が適切でない場合や困難な場合、形状、材質、寸法、構造など質的な改良を実施します。東日本大震災における災害復旧事業は、協議設計により地盤のかさ上げ等、地形の改変や必要性や今後の土地利用の在り方を協議、整合を図った上でその機能を確保した復旧方針として整備を進めているところであります。

続きまして、3点目の御質問。固定資産税の評価基準についてでありますが、固定資産の評価基準は地方税法の規定に基づき総務大臣が定めております。議員御質問の復興した土地の評価基準は震災による被害を受けていない年と同じということになっております。

最後に、4点目の御質問。請願書で一部採択された道路整備の進捗状況についてでありますが、当該道路災害復旧工事は令和元年第8回南三陸町議会定例会で請負契約締結の議決をいただき、同年12月18日付で工事請負本契約を締結し、周辺で実施されている宮城県河川災害復旧工事、防潮堤災害復旧工事等関連事業との施工調整を図りながら鋭意工事を進めているところであります。本年11月末時点の工事進捗率は、全体の5割ほどといった状況でありますが、復興創生期間の最終年度である今年度末の事業完遂に向けて引き続き工事を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 答弁いただきました。話にもありました法令に従って手続を踏んだ上で、こういった当初ですね、ちょっと私手元に持っていますが、南三陸町震災復興計画というものを定められて、これちょっと概要版なんですけれども、本当の計画書としてはもっと分厚いものがあるようなんですけれども、この震災復興計画、復旧期それから復興期、発展期ということで、発展期の最後のお尻の部分がこの書類では平成32年3月、令和2年の3月になるということでおいよ、何ていいますか最終盤、最終の直線に入ったというようなところかと思います。この復興計画がつくられた後、中間報告というか、進捗状況としまして、これは平成27年度、5年目のときに進捗状況の報告がされております。その後、こういった進捗状況の公開といいますか、報告がネット上では調べてみたのですがなかったと。ほかの場面でされているのかもしれないですけれども、今回ですね、10年目いよいよ最終盤ということで進捗状況の報告ではなくて、結果報告というような形で準備をして、次の来年の3月11日、あるいは年度末に向けて結果報告をするような形で公開していただけたらいいんじゃないかなというようなことを思って、提案をまずさせていただきたいんですけども、そのあたりいかがお考えでしょうか。何か準備はされるつもりはありますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 結果報告という形の御提案でございましたが、いずれ計画をつくる段階で住民の方々交えながら計画をつくっていって、変更があればその都度変更の内容をお示ししながら計画というものをつくり上げてきたというものでございますので、結果についてあらかじめ住民の方に対してということは特に考えてはございません。ただ、国の国庫補助金、国のお金を活用したということでございますので、その効果につきましては内部で効果の検証を行った上で、住民向けに公表をしたいというふうな手續ではございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 住民向けの結果報告というよりも、むしろ今まで支援いただいた方々、全国あるいは全世界と言ってもいいと思います。いろんな方面から支援を受けてここまで来たということで、町長も先ほどからちょっと議論になってますがお礼参りといいますか、お世話になった自治体に挨拶に行っているということですので、何かただ単に口頭でお礼を言うだけじゃなくて、こういった写真なんかも添えて分かりやすい文書を携えて御挨拶に行ってお礼を言うというほうが、印象としてはいいんじゃないかなというふうに思うわけですけれども。そういう町民以外じゃなくて、対外的に今までお世話になった方々に向けてのメッセージを、この10年の節目で伝えていただければというふうに思います、そのあたり

いかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 感謝状をお渡しをさせていただく際に、もちろん感謝状と記念品と併せて、今の南三陸町がどこまで復興してきたのかということについての資料についてはお渡しをさせていただいております。その中で、資料は後で御覧くださいということで、大した時間がございませんので、ある意味それぞれ支援をいただいた団体の方々、自治体の方々、あの当時はねという、当時の思い出話というのが非常に多くございます。壊滅した町の姿をずっと皆さん頭の中にこびりついております。そこからここまで我々変わってまいりましたということでの資料はお渡しはいたしております。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 先ほどの御質問の中で、効果の検証という部分について1事業ごとに評価を下していくことについては事務的に行っていくわけでございますが、いずれ今年度、10年間経過した後に、本町が歩んできた復旧復興の歩みという部分については取りまとめる予定でございます。これは対外的なものも含めて、そういういた議員が御指摘あったような活用方法にも使えるであろうというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） そういういた資料は大事だと思います。あと、たしか町の広報か宮城県の県政だよりかどちらかだったかと思うんですけども、東北復興宇宙ミッション事業という事業がありまして、これは10年の節目ということで今の姿と感謝の気持ちを全世界に伝えるという事業があるということで、広報だったか県政だよりだったかで私拝見しました。今日もはやぶさ2の話なんか話題になっています。コロナ禍の中で非常に明るいニュースになっていまして、涙流す人なんかもいるぐらいですけれども、今現在、国際宇宙ステーションの中に野口聰一さんという宇宙飛行士の方が乗っていまして、そこで世界に向けて感謝のメッセージを国際宇宙ステーションから出してくれると。そこで被災地からのメッセージを募集するというような事業が行われるということで、どうなんでしょう、これ南三陸町でも今までいろいろ世界中から支援を受けたわけなんで、そういういた事業に参加してみてはどうかなというふうに思うわけなんですけれども。何かそういう予定はありますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 県の事業については、ちょっと詳細存じ上げませんので、手を挙げるとか挙げないとかっていう問題ではないんですが、とにかくまずは10年間、まだ終わりも

見えない中の10年間は復旧復興に向かってまずは突き進んでいくというのが現在の町のスタンスでございますので、10年経過した来年度につきましては、例えばいろんなイベントをやる際の冠をつけるとか、そういったことについては考えておりますけれども、まだ10年という節目に当たっての大きなイベント的な部分というのは、このコロナ禍の状況の中でまだ考えている状況ではないということでございますが、その核となるのが道の駅の中に建設されます伝承施設でございますので、当初はそこを中心的なものにというところから世界に向かって発信も含めて考えられるということだったんですが、建設時期が若干ずれたこともござりますので、御指摘の部分については今後検討をさせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 私、ちょっと宇宙関係なんかも興味があるので、その東北復興宇宙ミッションですね、ぜひ進めていただきたいなと思っていたんですけども、あまり御存じじゃないような感じだったので、ちょっと残念には思います。

私、実は今現在、政府観光局のイタリア語の通訳案内士をやっております関係で、またちょっとイタリアの話題を出させていただきたく思うんですが、イタリアでは名言といいますか、全ての道はローマに通ずという言葉がありまして、多分皆さんも聞かれたことがあろうかと思います。これはローマ帝国の政策の中で、道路政策を最重要政策として進めて、ローマを中心として道路を発達させたということをもじった言葉なんですけれども、紀元前の27年から1500年ぐらい、ローマ帝国というのが地中海一帯で続いた、そういった帝国だったんですが、私もある観光客の方から南三陸町はこの全ての道はローマに通ず、これをもじった感じで、全ての道はさんさん商店街に通ずというようなことを言われました。なるほどなというような感じでちょっと思ったこともあるんですけども、先ほども西側の道路の質問、ほかの議員からもありましたけれども、私もやっぱりちょっと今の道路政策、ちょっといびつなところがあるんじゃないかなというふうにも思っています。私が地元としています黒崎、林、大久保方面からやっぱり入谷のほうに行くには、45号線で1回八幡川を渡って、また398号線で八幡川を渡るという形になっていますが、そこをこの三陸新報で投稿された千葉県の防災士の方ですけれども、ねじれた幹線道路というような表現で書かれています。先ほど、説明では国道は県の計画というか、県の設計で決まったというようなふうに受け取ったんですけども、このルート設計というのは南三陸町は全く関係がなかったということなんでしょうか。あるいは南三陸町の希望が県なり国に取り入れられて、南三陸町が主導的にこの道路を

こういう設計にしたのかというところをちょっとお聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 千葉県の前田さんが投稿しているようですが、あの方はただ防災士というだけで、都市計画とかあるいは土木工学とか、そういったことは全く素人の方でございますから、とりわけ私はその方々の、その方の御意見についていちいち申し示すつもりも何もございません。とりわけ、今お話ありましたように45号線から、いわゆる汐見橋を渡って、また398号線を戻って、また八幡川を渡るというお話でございますが、基本的にそこまで行く必要があるんでしょうかという。基本的に思っているんです。保呂毛線に下りていけば、そのまま志津川高校の前を通って398号線、橋を渡らなくて入谷方面に向かいますので、別にそんなに、何ていうんですか、違和感があるかと言えば地元の方々にとっては全く違和感がない。その方がねじれと言っていますが、その言い方が私ねじれかなというふうに思っております。そんな大きな問題があるというふうには私どもは受け取ってございません。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 国道、県道につきましては、都市計画道路という概念の中で宮城県決定をされるものでございますので、そこは当然町が主導的にということではなく、町は復興計画の中で、ある程度絵を描きながら国あるいは県それぞれの道路の在り方ということで協議をした結果が今のルートになっているということでございます。特に、国道45号、国道398号、いずれ国道という名のつく道路につきましては、単なる法線だけではなくて、沿道利用という姿をどう描くか、描くのかというのが国、県の考えでございまして、そういった脈 wijいあるいは利便性、そういったものを考慮しながら現在のルートに決定されたというふうな経緯でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 今、町長のほうからまず答弁いただきました。水尻川のほうから、保呂毛のほうから、志津川高校の下を通って398号線に出るというコースなんですけれども、道幅、幅員がそんなに広くないというのと、例えば大型車が通るのにはちょっと不自由があるんじゃないかなというような不便性は私は感じております。以前もちょっとお話ししたことあるんですけども、例えば志津川高校の下から398号線に至る区間は、町道の横に農道、同じぐらいの幅員の農道があります。その農道を町道に変更というかして、幅員を拡幅するというようなことができないものか。そうすれば、またさらに利便性が上がるんじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、その農道を町道に合体させるというようなことはでき

ないものかどうか、お伺いしたく思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今、議員御指摘のエリアにつきましては、圃場整備等々をやってい
るというところもございますので、ちょっとすみません、議員おっしゃるその農道というの
が、その圃場整備において整備をされた部分なのかどうかというのは、ちょっと今判断をし
かねるところではございますが、現状、現状を考えますと、確かに道路が広いほうはこれは
いいというのは誰が考えても分かることではございますが、今早急にちょっと広げる必要が
あるのかと問われますと、どうなのかなというふうに考えてございます。通常の一般車両に
つきましては、確かにすれ違いがなかなか難しい部分があるかとは思いますが、通常車両で
すね、乗用車等々については問題なく通行できてるものと。ただし、大型車両については
幅員の関係上、すれ違い等は当然できないという状況ではございますが、現段階であそこの
道路を拡幅する必要が早急にあるかという話になると、今のところ早急にやる必要はな
いですと言わざるを得ないと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 早急に今すぐやってほしいというものではないんですけども、いずれ
はやって、やったほうがいいんじゃないかというふうには思っております。

先程お見せしました、この南三陸町震災復興計画の中に、いろんな事業が書かれています。
命を守る土地利用への転換から、雇用の創出と交流人口の拡大というようなことまで、多岐
にわたる事業が示されております。このいろいろな事業の中で、災害復旧事業として防災上
きちんと体系的に計画された事業が、都市計画としてそういう防災上の計画があったのか
どうか、ちょっと確認したく思うんですけども、何か御存じでしょうか、いかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後1時56分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 公園エリアの部分の避難経路につきましては、築山、祈りの丘でご
ざいますが、そちらのほうは万が一の一時的な避難場所という位置づけでございます。あく
まで指定避難所としますと、志津川高校ということになってございまして、これ皆さん議員

御承知のとおりかと思いますが、そのまま公園からの避難という面に関しましては、公園の西側から志津川高校に行ける道路というものもこれ整備をしてございますので、その辺については避難計画としてちゃんと位置づけて道路も整備しているということでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 今おっしゃっていただいたような内容なんですけれども、私のほうはその八幡川の西側の複数の方から、地権者の方ですけれども、納得されていないといいますか、ちょっと不満というか、しっくりきていない方がいらっしゃって、この震災復興計画よくよく読んでいきますと、この震災復興計画策定対策図ですか、町民の意向や思いを聞き入れるため震災復興町民会議、それから地域懇談会、それと意向調査、アンケート調査ですけれども、そういうものを聞きながら進捗状況について議論をして必要な見直しを行ってまいりますというようなことが書かれております。こういった議論ですね、見直しというのは当初の震災復興計画、その後、町民の声を聞きながら見直しというのが実際行われたのかどうか、その辺りちょっとお聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災以来のいろんな、ちょっと経緯をお話ししますが、倉橋議員はこの計画、あるいはこの進めてきた事業について、根本的に批判的な考え方をお持ちのようでございますので、そういうふうなお話になるのは十分私も理解はさせていただきますが、反論というわけでは全くございませんが、これまでの町で行なってきた住民の方々に対しての説明会等を含めていって、私出席したのは百数十回に上ります。その中で唯一、誰も反対しなかったのはたった1回しかありません。それは何かと言いますと、町の中心部に人は住まないという、全て高台に移りますと。その説明会をやったのが、震災の年の7月です。23会場で説明をしましたが、たった1人の反対もございませんでした。それ以外の百数十回の説明会は、異論を述べる方々がたくさんいらっしゃいます。その折り合いをどうつけるかということが、我々とそういった疑念を持つ方々とのやり合いで、いわゆるけんけんがくがくの議論もありました。しかしながら、今倉橋議員は町民皆さんの意見を聞いて、一人一人の意見を聞いてというお話ですが、我々は復興計画10年のうちに完遂をしなければいけないというお尻が決まっています。お一人お一人の意見全てを取り入れたらば、いまだに高台移転以外の事業は何もできません。それでは多くの町民の方々に大変な御迷惑をかけるということになります。したがいまして、我々はある意味、最大公約数といいますか、ある意味おおむね大体の方々の御理解をいただければ、大変申し訳ないがということで、疑念を持つ方、反

対をする方、そういう方々にお話をして、こういう方向で進めさせていただきますということとこれまで進んできて、ここまで復興事業がやることができたということです。倉橋議員の言うように、町民一人一人の意見を聞いて、それを全てやればいいというふうなお話は大変格好もいいし、聞こえはいい。それでは復興事業は全く進みません。そういう中で我々は、この復興事業に向き合ってきたということだけは申し上げさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（及川 明君）一つ一つの事業そのものも、いろんな形で住民の御意向を確認しながら行なっておりますので、当然、当初考えていた、いろんな高台移転そのものですが、大分変わった経緯もございます。例えば、災害公営住宅にしても当初は志津川の西地区に建設する予定はございませんでした。住民の方々から高台の団地を造るんであれば、従来、廻館付近にお住まいの方で公営住宅に住みたいという方の意見を少しでも尊重してほしいといったようなことで、西地区にも公営住宅を建てましたけれども、それはある一例として捉えていただきたいんですが、そのほかにもいろんな場面で高台移転の候補地そのものも大分当初から変わってございますし、当然、防潮堤にしても防潮堤の位置が変わるとか、それも全て住民の意向を確認しながら進めていくといった基本スタンスの中で行っていることでございますので、おおむねの賛同を得た中で事業が進められているというふうに理解をしております。

○議長（三浦清人君）倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君）私は南三陸町に来たのが2015年ということで、震災直後は当町にはおりませんでした。移住組ということで。ですから当初のいきさつ分からない部分が多くあります。町長の御苦労も大変だったろうなというふうにも思います。その辺には敬意を表したいとは思っております。ぜひ、そういったちょっと私の知識のない部分、これからも教えていただけたらありがたいなというふうにも思っております。

ちょっと確認させていただきたいこと、もう一つ実はあるんですけれども、八幡川の西側の土地なんですけれども、低地部にはもう基本的に住まないということで決定されたということですけれども、八幡川西側の土地を南三陸町は全面買収するというような約束をしていたというような話を聞いたことがあるんですけども、それは事実なんでしょうか。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（及川 明君）約束ということじゃなくて、町の復興計画を見て分かると思うんで

すが、西側は震災祈念公園として整備をしていきたいということで、そのためにはある程度の買収というのも当然手段とすればあるということですが、確約されたものではない。計画そのもの全てが確約されているわけではございませんので、それに向かって努力はしていくということが町に求められている状況下だったということでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 分かりました。約束はなかったということで。

ちょっと話を、ちょっと次へ。機能復旧のところに変えていきたいんですけども、中橋10月に完成して震災祈念公園も全体開園ということで、中橋なんですかけれどもデザイン性が高くてきれいな橋です。夜はライトアップもされて、観光名所の1つになったように思います。注目を浴びているわけなのですが、そこで気になることが1つあるんですけども、ちょっと良過ぎるというか、あまりにも良過ぎて機能復旧以上、一応国土交通省のホームページなんか見ると、機能復旧の場合は従来の機能プラスアルファを求めるというような感じになっているんですけども、そのプラスアルファの部分がかなり大きく、大き過ぎるんじゃないかなというような心配をちょっとしてしまうんです。贅沢品の扱いみたいな感じで、目的外使用とかそんなことを指摘されるんじゃないかなというような心配をしちゃうわけなんですから、例えば予算の返還を求められるとか、最悪の場合そういう心配がないのかどうか。ちょっと確認をさせていただきたく思います。いかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 確かにお話ありましたように震災前の中橋というのは、まさしく本当に古くて、みんなであそこで釣りをしながら楽しんだ場所だというふうに思っていますが、確かに今回の新しい中橋につきましては、当時の中橋に比べれば非常に格段グレードが上がったということは御指摘のとおりだというふうに思います。しかしながら、この中橋だけではなくて、うちの町で災害復旧する際には、すべからく査定を受けて、そして復興庁の了解を得て、その中で工事を進めているということでございますから、復興庁が認めたということでございますので、そういう御懸念はないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 費用の関係でございますが、災害復旧工事、中橋につきましては、御承知のとおり災害復旧工事のみの施工ではございませんで、災害復旧工事に町の基金等を使いまして、その災害復旧でお認めいただける部分については災害復旧ということで、国庫補助金が入ってくると。それから、若干そのグレードアップといいますか、シンボルという

こともございますので、それにかかった整備費について、それについては国費に頼らずに整備をしたということでございますので、今の現状で国費をじやあ国に後々返す可能性があるんじゃないいかということにつきましては、ございません。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 安心しました。ありがとうございます。

次、固定資産税のところをちょっとお聞きしたく思うんですけれども、まず最初の答弁のところで地方税法に従って、被災していない土地と同じ条件で課税されるというようなことだったかと思います。ここでもちょっと疑問が私の中であるんですけども、またちょっと八幡川西側の話に戻しますが、当初、震災前の種別では住居地域とか近隣商業地域、準工業地域というような地域のカテゴリーに入っていたかと思います。今はちょっと公園あるいは農地なのか、その辺り場所によっていろいろあるんでしようけれども、そういう種別が変更になっているんじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、現在、この農地もしくは公園とか、そういうところでも固定資産税というのは課税されているのかどうか。実際されているのであれば、どれぐらいの基準で課税されているのか、お分かりでしたらちょっと教えていただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 西側のほうなんですけれども、整備について今区画整理事業を行っておりまして、換地登記が終わってございませんので、従前地の課税というふうな形になってございます。公園部分につきましては、ほぼほぼ町有地ですので、そこは非課税扱いというふうな形になると思います。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

9番今野雄紀君、10番高橋兼次君が退席しております。9番今野雄紀君は着席いたしました。一般質問の質疑を続行いたします。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） はい。では、続きまして固定資産税のところで、八幡川西側の固定資産税は従前どおり課税されているということで理解しましたが、それでよかったですでしょうか。

そういう場合、以前その震災前は住居地域という種別にあった土地があるかと思いますが、そこはどうなったんですか。今はもう住居地域ということからは外されて、現在は住居地域は存在していないということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今、御質問のありました西側地域というのは八幡川の西側の圃場整備等々をやられているあの平場という意味合いでお答えをさせていただきますと、あのエリアにつきましては災害危険区域という指定をされてございますので、居住の用には使えないということでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） じゃあ、その場合そこの所有者、地権者の方は固定資産税は安くなつたと、実際納税する額としましては安くなつたということでいいですか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 基準地価格というのが決まってございまして、その部分については基本的には前回と変更ございませんので、それが維持されている状況だと思います。個別のところはちょっと分からんんですけども。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 基準地価格、路線価格のことかと思いますけれども、路線価格はじゃあ震災前の路線価格をそのまま継続して計算しているということでいいですか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 今申し上げたとおりなんですけれども、実は浸水区域に関しては震災以降、課税免除という形で地方税法の規定により課税が免除されていたんですけども、それが26年度までは減免であったりということで継続して、規模を縮小しながら、使用開始したところについては課税になったんですけども、規模縮小しながら23年度以降につきましては町税条例のほうで減免のほうを継続いたしまして、令和2年度までは、今年度までは継続ということなんですけれども、来年度以降は課税というふうな形にしたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） その土地の地権者という方は、資産価値としては変わりないということでおろしいでしょうか。土地の値段です。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 基準地価格につきましては、ほぼほぼ横ばいの状態で、あるいは仙台圏とか大都市圏は上がっているところもあるんですけども、本町につきましては前年並みか若干下落かなというところもあるかなというふうに感じているところです。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 前年並みとか横ばいだったらしいんですけども、下落となるとその地権者の方、資産価値が下がってちょっとお気の毒なところがあるかなというふうにも思います。そういったとき、何といいますか、何らかの手当というか何か対策が取ってあげられないものかどうか、そういったところどうでしょう。何か手当はされましたでしょうか、あるいは今後何かできるのか、できないのか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 下落と話したんですけども、微調整の形で数百円程度、あつたとしてもそれぐらいのところなんんですけども、その手当といいますか、そちらの部分についてはちょっと税のほうではなかなか難しいところがあるかなというふうに感じているところです。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 大体分かりました。

じゃあ、次に4点目の高野会館周辺の道路整備の進捗状況についてお伺いしたく思います。この高野会館周辺の件は私は紹介議員となりまして、一部採択された請願書であります。高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する件ということで、今回議案の第138号にも出てきております。その内容も拝見しましたけれども、切り返しができるような感じで図面ができています。私がお願いをしたいというか、提案したいところなんですけれども、切り返しじゃなくて周回できるような感じで高野会館を360度一周回ってまた元の45号線の方面に返るような絵が描けないものかというところをちょっと提案したく思います。今、修学旅行生が結構来ています、これG o T o トラベルキャンペーンなんかの影響もありますし、あと南三陸町、コロナの感染者がゼロということもあって各学校が南三陸町は安心できるという評価をしていただいているようで、日本全国いろいろ修学旅行生が来ています。ただ、観光バスは以前は四、五十人1台で乗っていたんですけども、コロナ対策ということで1台25人程度で人数を制限して運行をしている状況です。そういうわけで修学旅行生が震災学習ということで来るわけなんですけれども、1つの学校でバスが10台ぐらいつながることがあるんです。そういった場合、実際高野会館なんかにも行っているわけなんですけれども、バスの運

転手さん大変なんですよ。10台連なって、一回一回切り返してやるというようなことになれば負担も大きくなるし、だから高野会館を周回できるようなコース取り、絵が描けないものかどうか、そういうことをちょっとお願いというか提案したく思うんですけれども、こういった変更なんかはできるものかどうかお伺いしたく思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御提案といいますか、御要望といいますか、今現段階ではそのような計画はございません。あとまた、その変更ができないかということでございますが、今現在、これも今年度完成に向けて事業を進めておるというところでございまして、50%終わっておりまして、今度はもう最終コーナーというところでございますので、災害復旧工事としての今から変更して今年度内にというのはこれは難しいと言わざるを得ません。ですから、今の災害復旧事業としてそういった周回するような道路の構築というのは、ちょっと難しいということでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 今のその事業のやり方としては難しいということは理解いたしました。その次の段階で何かしていただければ、修学旅行生たちもわざわざ遠方から南三陸町を目指して来てくれているわけなので、少しでも私たちもおもてなしの心を見せながら快適な旅行ができるような手だてというんですか、そういうこともしていっていただきたいなというふうに思います。

では、1件目復興復旧状況については、これで終わります。

続きまして、2件目のデジタル化について、ちょっと話を変えたく思います。

質問の相手、同じく町長でございます。菅内閣が今年9月に発足しまして、デジタル庁創設に向けた動きというのもスタートいたしました。担当大臣としまして、平井デジタル改革担当大臣、コメントの中で行政のデジタル化を推進することによって効率的な政府を目指すというようなコメントがございました。昨日のNHKのテレビなんかでも、総務省のほうも自治体の業務システムの統一を義務づける法案を今年度中に提出してデータのやり取りを迅速にし、システムの維持管理費用の大幅な削減ができると。自治体の経費の支援もするというような報道がありました。あと、村井知事のほうも、みやぎデジタルファースト宣言ということを表明されています。こういった国や県が進めるデジタル化に対して、どのように南三陸町として対応していくのかを伺いたく思います。

まず、1番目が行政手続の効率化は。

2番目が、マイナンバーカードの普及は。

3番目が、認め印の廃止を検討しては。

4番目が、オンライン診療の可能性は。

以上、4点についてお伺いをいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問であります。デジタル化についてお答えをさせていただきますが、1点目御質問、行政手続の効率化と3点目の御質問、押印の廃止は関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。

行政手続の効率化につきましては、住民の利便性向上、働き方改革や業務の生産性向上などが期待をされているところであります。特に国が推し進める押印廃止については、手続の簡略化やオンライン化を推進するものであります。行政手続に係る押印廃止の検討に当たっては、押印を廃止することで書面、対面等の意義も薄れることから、これらの廃止も並行して検討する必要があるとともに、併せて代替手段となり得る電子申請の復旧も必要となります。このようなことから、今後は行政手続に係る押印廃止の議論を1つの契機に、さらなる住民サービスの向上を目的とした行政手続の効率化等について庁内での議論を進めていきたいと考えております。

2点目の御質問になりますが、マイナンバーカードの普及についてであります。マイナンバーカードにつきましては、交付を希望する方から郵送、インターネットによる申請のほか、町独自の方法として窓口職員がタブレットを使用して写真撮影から申請までサポートするオンラインによる申請にて普及に努めしております。また、本年9月から1人当たり5,000円を上限とするマイナポイント事業が開始をされました。本町においても徐々に交付希望者が増加し、11月15日時点で2,351枚を交付しております。マイナンバー制度は運用が開始されて5年が経過をいたしました。本制度の理念や目的が達成されるように、加えて情報漏えい等の重大な事故が発生しないよう必要な対策を行うとともに、マイナンバーカード交付円滑化計画を掲げている今年度末で30.6%、令和3年度末で70.8%の交付目標を達成するため、広報紙等による積極的な啓発を行ってまいりたいと考えております。

最後に、4点目の御質問。オンライン診療についてお答えしますが、オンライン診療を含む情報通信機器を用いた診療、いわゆる遠隔診療については既に制度化をされております。南三陸病院においても放射線画像診断等で実施をしているところであります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下における時限的、特例的な取扱いにより慢性疾患等を

有する定期受診患者の継続的な診療について、電話や情報通信機器を用いた診療が可能となつたことから、当院においても電話診療を行っております。しかしながら、一般的にイメージされる平常時の対面診療に代わるオンライン診療につきましては、対象患者が限定されることから実施していないため、引き続き導入に向けて検討してまいりたいと考えております。本町におけるデジタル化の推進については、国が年内をめどに取りまとめる基本方針や、来年9月の創設を目指すデジタル庁の創設など、国の動向を見極めながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） はい、大体分かりました。

まず、1番目の行政手続の効率化のところについて、まずお聞きしたく思います。デジタル化、以前から議論もされてはいたんですけども、今回コロナの関係でリモート何とかとか、テレワークとかそういったキーワードも出てきて、結構それなりに皆さんもデジタルのよさっていうのがだんだん分かってきて、進んできているのかなというふうに思います。南三陸町では、まだまだこれからやることはそれなりにたくさんあろうかと思いますけども、効率化することによって人口減少もありますし、それから職員の数もいずれはやっぱりちょっと減る傾向に進むのかなというふうにも思います。そういうところでデジタル化することによって、労働時間の削減なんかもできますでしょうし、別の分野へきめ細かなサービスができるように人材が振り向けることもできるかというふうにも思います。

あと、デジタル化ということで、例えば東京一極集中が地方のほうに分散していくというようなことも期待されていると思うので、こういった波に南三陸町もぜひ乗っかっていってほしいなというふうに思います。現在、その南三陸町では行政手続の処理いろいろあるかと思います。行政手續って一体幾らぐらいあるのか、住民登録からいろいろ納税関係とか、あるいは工事の件とか、いろいろな行政手續があるかと思います。一体幾らぐらいの行政手續があって、それがどれくらいデジタル化できるのか、何かそういった検討というのはこれまでにされているのかどうか、その辺からまずお聞きしたく思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 行政手續をオンラインでできる仕組みと、どの程度行ってきたのかということでございますが、この春先、特別定額給付金、あれにつきましては当初から国とのやり取りのシステムは構築されておりましたが、マイナンバーカードを取得していないと利用できませんで、ただ、我々のほうに問合せをしてきて申請をする方というのはほとんど

いなくて、できる方が肃々と50件を超える方が行った実績はございます。それもマイナンバーカードのポータルサイトでありますマイナポータルというサービスの中から入っていくような仕組みになっていますけれども、そのマイナポータルの中にぴったりサービスという項目がございまして、本町も実はいろんな手続を掲げているものの、実際オンラインのみで解決するというものの手続は、はっきり言って行っておりません。せめて様式のダウンロードといったようなのが現在の取組の状況です。ただ、そのほかに、今度は宮城県とのネットワークを組んでいる中のやぎ電子申請の中では、ふるさと納税は年に10件程度は電子申請という形で申請が上がってきておりました。ただ、最近はその行政の電子申請よりは民間の決済機関を利用したふるさと納税のポータルサイトから寄附をする方が非常に多くて、その部分も若干ですが少し低調になってきているなというふうに思っています。今年度、コロナ関係の予算でケアセンターに同じような国の機関、マイナンバーカードを利用して申請できるようなシステムの端末を配置させていただきましたので、今後子育て、あるいは高齢者関連、そういった手続にオンラインというものが少しずつやれるように今取り組んでいるところでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） はい、ちょっとマイナンバーカードの御説明いただきましたので、マイナンバーカードのところでもう少しお聞きしたく思います。マイナポイントですね、私も電子マネーにひもづけをして、5,000ポイントありがたく頂戴をいたしました。インセンティブですね、5,000円つけたとしても、まだまだ現在2,351枚ですか、住民のうちのまだ2割くらい、20%程度の普及にとどまっているというところで、南三陸町に限らず日本全国での共通の課題かなというふうにも思っています。私、シンガポールにおりました頃なんかは、税務番号と言うんですけども、もう強制的に取得されます、させられます。その税務番号がなければ何もできません。アパートの賃貸契約もできませんし、銀行口座も開けられませんし、パスポートの更新とか、運転免許証の書換えとか、何もできない。そういう番号になっています。その税務番号が運転免許証の番号にもなりますし、税務番号が滞在許可証の番号にもなりますし、全ての私に課せられた背番号なんですね。日本は免許証の番号はそれなりの日本の免許証番号があるし、パスポートは日本のパスポート番号があるし、それぞれ健康保険証も健康保険証の番号があるということで、縦割り行政の弊害がやっぱり出てきているのかなというふうにも思います。そういったところで、いずれ国民健康保険かな、社会保険の番号とマイナンバーを何ていいですか、ひもづけするというか、1枚で一体化するとい

うような動きがあるようですがけれども、それからさらには免許証ですか、2023年には運転免許証もマイナンバーとひもづけるということがなんか予定されているようなことを聞いております。運転免許証なんかはもう日本人の中ですね、8,215万人が保有するということで、国家公安庁のほうでは公表しています。ですから、こういった様々な健康保険証、それから運転免許証なんかとも合体化、合体して一体化することで増やしていくのかなと、マイナンバーカードも運用できるのかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺り何か南三陸町でそういうことに対して何か準備とか、検討とか、進んでいるのかどうかお聞かせいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ただいま、国保の話が出ましたので国保の話からさせていただくと、マイナンバーの番号、今まで世帯で1つだったんですけれども、個人ごとの番号が付番されるということで、世帯のその個人ごとに番号を振るというふうなシステム改修を進めているというふうなところでございます。いずれそのマイナンバーを使って、そのカードを使って、保険証代わりにできるというふうな形につきましては、実は個別にこれも手続してもらわなくちゃいけないということで、マイナポータルを開いてそこから個人が手続をするような形になりますので、進んできましたらばそういう手続の支援をしていきたいというふうには考えてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 例えば、政府は2023年3月末まで、あと2年少し、2年と3か月ですか、の2023年3月末にほとんどの住民がカードを保有するという目標を掲げています。どうなんでしょう、できそうな感じなのか、その辺り、例えば私が考えているのは南三陸町の組織の中で、国が進めているようなデジタル庁じゃないですけれども、デジタル担当の職員の方をデジタル係なり、そういう役職でスタッフを詳しく、専門的な知識を持った人を、そういった人をちょっと任命してリーダーシップを取って、なってもらいながら進めるべきじやないかなというふうに思うわけなんですけれども、この2年3か月の間で果たして国が望んでいるようなところまでできるのかどうか。先ほど、70.8%とかいう数字がありましたけれども、国の言い方としてはほとんどの住民がカードを保有と、もっと高いところを目指してほしいというような希望かなというふうに思うわけなんですけれども、この辺りいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君）　ただいまマイナンバーカードの普及率のお話出たんですけれども、実は70.8%というのが3年度末ということで、4年度末には100%を目標にしているというようなことでございます。今年度末の目標30.6%なんすけれども、現在のところ18.5%ということで、ちょっと追いつかないような数字なんすけれども、できるだけこの数字に近づけるような形で推進していきたいというふうには考えておりますが、その進み具合によってどういった普及方法があるのかというのを、さらに検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君）　企画課長。

○企画課長（及川　明君）　人材のお話が出ましたので、私のほうから答弁させていただきますが、先ほど町長の答弁の中にデジタル庁の主要業務、7本柱と言わわれているものがございまして、それが今年中に公表になるというふうな情報があります。その中の1つに、主要業務の1つにデジタル人材の確保ということで、国や地方公共団体、あるいは民間をまたぎながら、キャリアを積めるような環境を整備していくというふうなところもございますので、今当面は、その主要業務の基本方針、そういうものを注視している状況でございます。ただ、自治体サイドでもやっぱりこれだけデジタル化が進んできますと、専門的な見識を有した職員が必要だという認識は担当課としては持っております。

○議長（三浦清人君）　倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君）　人材のところと、あとノウハウのところなんすけれども、例えば女川町ですね、大手コンサルティング会社でPwCコンサルティングと言うんですけども、大手の会計監査法人でプライスウォーターハウスクーパースという外資系の監査法人がありますけれども、そこが運営しているコンサルティング会社PwCコンサルティングというところと女川町が次世代のまちづくり推進に関する包括連携協定を締結したということで、今月の1日発表しています。これはNHKのほうでも報道がありました。女川町として積極的にこういったデジタル、最近デジタルトランスフォーメーションというDXって書いてデジタルトランスフォーメーションという横文字で言いますけれども、そういう技術の業務改革というのを推進するということで準備をしているようです。近場でもこういう動きが出ていくわけなんで、我々もちょっとやっぱり取り残されないように、準備なりを進めていただきたいなというふうに思います。

それから次、認め印のところです。判こという日本の判こ文化というのがあって、お互い判こをやり取りすることによってコミュニケーションがうまく円滑に取れたりとか、そういう

た側面もあって決して悪いものではないとは思うんですけども、日本独特な感じがしなくもないです。例えば今日なんかも配られた議会事務局からの書類なんかも、上のほうに判こがずらずらと局長から係長、それから普通の係の人たちの判こがずらずらっと並んだ書類なんかが回ってきます。そういう判こを押したり、あるいは紙媒体で印刷して、それを回覧したりするというやり方が一般的なんでしょうけれども、やっぱりこれも河野大臣なんかが積極的に判こはもういらないんじゃないかというようなことを言っておりまして、国のほうでも印鑑登録が必要な書類ですね、不動産登記であるとか、そういったところはそのまま、実印を押すものについては残すと。それが大体83の書類がそういったところではあるということのようです。先行的に判こもなくしているのが福岡市、福岡県福岡市ですけれども、4,000の書類の判こをなくしたということです。その4,000のうち、判こをなくしたうち200についてはもうペーパーレス、電子化したということで、福岡市なんかは非常に進んで、進めているようです。こういったことをすれば、その無駄な時間もなくなるし、紙の印刷代、紙の代金なりもそれなりにコスト削減できるでしょうし、効率化が進んでいくんだろうなというふうに思います。現在、南三陸町ではその町民サービスの中で、一体やっぱりどれくらい、やっぱり4,000ぐらいの紙が、書類申請関係、あるいは回覧するような書類ですね。やっぱりあるのかどうか、その辺り、先ほどちょっとお聞きしましたけれども具体的な数字が出てこなかったようですが、例えば押印を不要とするような、できそうな書類、大体今、役場内で回っている書類とかのうちで何パーセント、あるいは何割ぐらい押印はいらないとできるのか。先ほど副町長のほうからもグループウェアという言葉もありましたけれども、書類なんかもメールで配信したり、最近はLINEのアプリなんかも使って既読になつたら見たというような扱いにできるんじゃないかなというふうにも思いますけれども、そういった感じでその判こをなくせるような書類、何割ぐらい。あるいはデジタル化できそうな書類が何割ぐらいあるのか。誰かお答えできる人がいらっしゃったら、お願ひをしたく思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 残念ながら押印廃止に向けたそういった根拠といいますか、数値等はまだそこまで進んでございません。今国のほうでは行政改革担当大臣の下、国の手続について押印を廃止しているといったものが通知で流れてきておりますが、国のその行革大臣お話ししている中に、近いうちに今議員おっしゃりました福岡市の例を取って、地方自治体向けの押印廃止のマニュアルをつくって配付をしたいということもございましたので、その状

況を見極めながら検討していくことになろうかと思います。当然、その中には必要な、押印が必要なものもございますし、条例等で規定されていれば当然必要だと思いますし、あるいは規則を見直してまで押印を廃止したほうがいいというものもあるかもしれません。そういったのを全体的に色分けしながら押印廃止に向けた、恐らく手続を進めていかなければならぬと思っています。ただ、それと併せて今度庁舎内の文書の取扱いについても文書管理という観点の中で並行して、恐らく求められることになるのかなと思います。今通常の決裁ですと、20人ぐらい、20個ぐらい判こ押された書類が平気で決裁として終わっている文書などもございます。そういうものを電子化すると、いわゆる電子決裁のシステムですか、文書管理システムの中での電子決裁といったようなものも併せて検討をしなければならないんですが、かなり費用もかかりますのでそこは費用対効果を見極めながら検討をしていきたいなというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 最後に、4点目のところでオンライン診療の可能性についてお伺いしたく思います。

オンライン診療は既に利用というか運用をされているような感じでしたすけれども、あと電話診療もコロナの関係もありますけれども運用はされているようなんですが、これ国のはうの指針で初診からのオンライン診療が時限的ではありますけれども、コロナ関係で時限的ではありますけれども、一応全面解禁されていまして、何ができる何ができないのか、医療機関はそれぞれ摸索しながら試行錯誤して実践を積み重ねていっているという段階にあろうかと思います。私それなりにネットで検索してみましたが、宮城県の中でオンライン診療が可能なクリニックが13件ありました。南三陸町の近くでは、登米市に1件あります、初診から受け付けてくれるということで心強いというか、いいイメージを持ちました。あと、12月の今月、毎戸に配られました広報の中に南三陸町病院事業改革プランということで、運営方針が示されていました。実際にはその対前年との数字の比較で現状の数字が示されているということで、内容としては効率的運営による費用削減を継続するというような内容でした。昨年比で赤字の幅は減ってきているというようなことだったかと思いますけれども、これといって改革と言いながら改革の具体的なものがちょっと目に留まらなかつたのが気になったんですけども、この改革の中にオンライン診療を積極的に取り入れるとか、そういう試みを試験的にこの病院の改革プランの中に組み込んでいただいたらいいんじゃないかなというふうに思ったんですけども、基本的にはオンライン診療これからも力を入れていってい

ただけるとは思いますけれども、こういった改革プランというのがあるわけですから、そこにレールに乗せて動かすというようなことをちょっと提案させていただきたく思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 医師が少ないという地方の医療機関においては、こういったオンライン診療というのは、ある意味一定程度以上の機能するというふうに思っておりますし、そういう観点ではオンライン診療ということについても積極的に病院としても取り組んでいったほうがいいだろうというふうに思いがありますが、反面、財政的な問題がありまして、実は再診料なんですが、これ具体に点数言います。125点もらえるんですよね。ところがオンライン診療になりますと、ほぼ点数半分の71点で月1回しか駄目なんですよ。そうすると、病院経営の財政的な面については非常にマイナス面が大きいということになりますので、その辺のさじ加減といいますか、その辺の財政をしっかりと維持しながらやっていくのかなということは、非常にただ単にオンライン診療だけどんどんやりましょうということではなくて、当然そういう財政的なことも我々考えなければいけませんので、その辺の落としどころといいますか、進め方ということは十分検討せざるを得ないんだろうなというふうには思っております。ちょっと答弁で不足な部分については事務長から答弁させます。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 不足はございませんが、町長が申し上げたとおり、答弁申し上げたとおり、今年になってから画像診断の遠隔化を図って、誤診を防ぐような専門家、放射線診断の専門家にCT写真等を見てもらったりとか、あとはこのコロナ禍におきましては、当病院については患者様の安全を第一にということで慢性疾患を持っていて、なおかつ定期受診されている方の再診という形で電話受診を導入しているという状況でございます。ただいま、町長も申し上げましたとおり、今後はという部分につきましては、離島や僻地、当地域も僻地に位置するわけですけれども、の地域医療を存続していくためには、これは時代の要請なんだろうなという部分は感じておりますし、当院の院長もそのように申し上げているところでございますので、今後の国の診療報酬の改定とか、そういった対応を見ながら今後検討を加えてまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） そういう財政的なところ、私ちょっとそこまでは勉強しておりませんでした。やっぱりその財政赤字を出してまでやるというのはどうかなというのもありますし、

もし国の方に制度改革ということでお願いできるということであれば、国にもお願ひしてもらひながらやっぱりいずれはこういったデジタル化の世の中に進むわけですから、國のほうもそういった理解はそれなりに示してくれるんじゃないかなというような期待もしたく思います。

あと、A I の技術も進んでおりますので、オンライン診療もこれから伸びると思います。アップルウォッチというのを多分御存じだと思いますけれども、最近のアップルウォッチは心電図、心電計というのがついていて、脈拍とかあるいは体温もはかたりとか、そういった機能もついていて、それを病院というか、かかりつけのお医者さんとひもづけすることによって自分の体調管理もしてもらえるとか、そういった技術もできつつあるようです。

ちょっと今日私の締めとしまして、このデジタル関係ですけれども、政府が意見募集サイトというのをつくりました。9月のときなんですかけれども、デジタル改革アイデアボックスというのができて、3日で900以上の意見が集まったということで、ちょっとそこまで想定していなかつたようです。その意見の中でサイバー警察を全国組織に一本化すべきとか、マイナンバーカードはパスワードを4桁のパスワードじゃなくて生体認証にしてほしいとか、国会議員から各省庁への質問通告、我々も一般質問の通告しますけれども、それは書面じゃなくてデジタル化してほしいとか、そういった意見もあったようです。あとは行政のほうでいろいろメールなんか送るときに暗号化した添付ファイルというのを送るんですけれども、その暗号した添付ファイルのメールのすぐ後にパスワードを別メールで送るという、そういった習慣、私も含めて皆さんあるかと思います。そういうたパスワードをつける意味がないんじゃないかなというような意見もあったようです。ですから、いろいろな改善点これからも出てくるかと思います。こういった政府に対する意見も、それぞれ南三陸町も含めて地方自治体にも共通しているところだというふうに思います。

今回、コロナ禍でデジタル化というのがちょっと着目されてきましたすけれども、コロナ禍決してピンチじゃなくて、やっぱりこういったチャンスの面もあるわけで、ぜひ進めたいただきたい。特に、公務員の方もアナログ状態ではこれからデジタル化に対応できないと思いますので、皆さんの方もますますちょっとコンピューターのほうにも精通していただきながら頑張っていただきたいなというふうに思います。

総務省のほうでは、2040年にはスマート自治体を目指すというふうに言っています。どういった意味なのかちょっと分からぬんですけども、小規模なコンパクトな自治体ということだと思います。10万円給付もマイナポータル、マイナンバーでやるよりもちょっとやっぱ

りアナログでやったほうが手續が早かったという反省点もありましたし、てんこ盛り商品券も大盛況ということでしたけれども、こういった商品券もこれから将来発行する際にはデジタル化して商品券を電子マネーとしても配付するよう、そういった南三陸町にできるようなことを期待したく思いながら、ちょっと私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三浦清人君） 以上で、倉橋誠司君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明日9日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時18分 延会